

交通事故における柔道整復師施術料金目安表

(参考)

施 術 項 目	認 定 額	適 用	労 災 基 準			
初検料	2,970		2,475			
初検時相談支援料	120	・初検時に職業復帰等に向けた施術内容・期間等を説明し、記録した場合に算定できます。	100			
再検料	450	・初検料を算定した月は1回、翌月以降は月2回(暦月)、初算月の翌々月までの計5回が限度です。	375			
後療3法 ▶ 施術2部位以内かつ初検から3ヶ月内の上限額(但し、骨折・不全骨折を除く)						
後療料	打撲・捻挫	一般	740	1,230	・併施…温電法を併施した場合、待機期間を除き1回につき労災基準95円の1.2倍(上限は2倍)を加算します。 なお、電法料との重複算定はできません。 ・骨折拘縮後療料 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が2関節以上に及ぶ場合で、かつ一定期間(3週間)経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して下記金額とします。 不全骨折…認定額1,080円(上限額1,800円) 骨折…認定額1,220円(上限額2,040円)	615
		併施	850	1,420		710
	脱臼	一般	770	1,280		640
		併施	880	1,470		735
	不全骨折	一般	770	1,280		640
		併施	880	1,470		735
		拘縮	1,080	1,800		900
		併施	1,190	1,990		995
	骨折	一般	910	1,520		760
		併施	1,030	1,710		855
		拘縮	1,220	2,040		1,020
		併施	1,340	2,230		1,115
電療料		660	1,100	・1日に2回以上または2種類以上の電療光線療法を行っても1回として算定します。	550	
電法料(※1)	冷電法	120	200	・負傷当初から行った場合に加算できます。	100	
	温電法	110	190	・負傷日からの待機期間(骨折7日、打撲・捻挫5日)は算定できません。	95	
(※1)電法料には材料費を含みます。また、冷電法と温電法の重複算定はできません。						
運動療法料		410	・各種運動器具を使用し20分以上運動療法(介達牽引を除く)を行った場合に、部位・回数に関係なく1日410円を算定できます。 ・1週間に1回程度及び1ヶ月(暦月)に5回を限度とし後療法時に算定できます。	340		
整復(固定・施療)料						
整復(固定・施療)料	打撲・捻挫		1,090		910	
	脱臼	股関節		10,080	・不全脱臼、筋腱断裂は「打撲・捻挫」に準じます。 ・不全骨折を伴った脱臼は「脱臼」に準じます。	8,400
		肩関節		8,930		7,440
		肘関節、手関節、膝関節、足関節、手足指関節		4,030		3,360
		顎関節		2,590		2,160
	不全骨折	骨盤・大腿骨		10,370	8,640	
		上腕骨、前腕骨、下腿骨、膝蓋骨、		7,920	6,600	
		胸骨・肋骨・鎖骨		4,320	3,600	
		手根骨、中手骨、足根骨、中足骨、手足指骨		4,030	3,360	
	骨折	大腿骨、下腿骨、上腕骨、前腕骨		12,960	10,800	
鎖骨、手根骨、中手骨、肋骨、足根骨、中足骨、手足指骨		5,900	4,920			
特別材料	打撲・捻挫		970	・整復固定時に金属刮子等を必要とし使用、または施療時に弾力包帯等を必要とし使用した場合に1負傷部位について1回のみ算定できます。	970	
	脱臼・不全骨折・骨折		1,620		1,620	
包帯交換	打撲・捻挫		360	・次の包帯交換時に算定できます。但し最高6回までとなります。 ①初検時、②初検～1週、③1週～2週、④2週～3週、⑤3週～4週、⑥4週～	360	
	脱臼・不全骨折・骨折		720		720	
指導管理料		820	・1週間に1回程度及び1か月(暦月)に5回を限度とし後療法時に算定できます。	680		
施術情報提供料		1,000	・骨折、脱臼等で応急施術後に医療機関へ文書を添えて患者を紹介した場合に算定できます。	1,000		

(単位：円)

- ◇柔道整復料金と鍼灸・マッサージ等他の施術との併施は、すべて後療料に含まれるものとして認定します。
- ◇頸部・腰部捻挫における放散痛・自発痛は、主たる部位の所定料金のみを認定します。
- ◇骨折、脱臼、打撲捻挫に対する施術料には、膏薬・湿布等を使用した場合の薬材料、材料代を含みます。
- ◇打撲・捻挫の施術が初検から3ヶ月を超えて継続する場合は、施術の継続が必要な具体的理由を施術証明書に記載して下さい。
- ◇施術が初検から1ヶ月を超えて継続する場合は、施術証明書を1ヶ月ごとに提出して下さい。
- ◇本表は当社独自の認定基準を示したものであり、自賠償保険や特定の団体等との協定・合意料金ではありません。